

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時の健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
43	43	34	21	11	12	13	22	35	2	8	8	0	3	36	4	4
兵庫県	神戸市	○			○		○	○						○		
兵庫県	姫路市	○	○				○	○						○		
兵庫県	尼崎市	○			○	○	○	○						○		
兵庫県	明石市	○	○				○	○						○		
兵庫県	西宮市	○	○	○	○		○	○						○		
兵庫県	洲本市	○		○				○						○		
兵庫県	芦屋市	○	○		○		○	○						○		
兵庫県	伊丹市	○	○		○	○	○	○	○				○			
兵庫県	相生市	○								○	自治体の広報誌に就学支援制度パンフレットを折込み、全世帯へ制度を周知している。			○		
兵庫県	豊岡市	○	○		○	○								○		
兵庫県	加古川市	○	○	○				○						○		
兵庫県	赤穂市				○			○						○		
兵庫県	西脇市	○	○				○	○							○	一次締切の期間内に提出があった場合は、年度当初分から援助。その後は随時申請を受け付け、申請月の翌月から援助。
兵庫県	宝塚市	○			○	○		○							○	事前申請、新規申請、定期申請など申請ごとに受付期間を設けるとともに、随時申請も受け付けている。
兵庫県	三木市	○	○					○						○		
兵庫県	高砂市	○	○					○						○		
兵庫県	川西市	○	○	○			○	○		○	公立学校以外に就学の児童生徒の保護者に対して郵送(ハガキ)にて制度を案内			○		
兵庫県	小野市	○	○				○	○						○		
兵庫県	三田市	○			○		○	○						○		
兵庫県	加西市	○	○					○						○		
兵庫県	丹波篠山市	○			○			○					○			
兵庫県	養父市			○		○								○		
兵庫県	丹波市	○				○	○	○						○		
兵庫県	南あわじ市			○			○	○						○		
兵庫県	朝来市	○	○	○						○	就学時健康診断の際に教育委員会が健診会場で就学援助制度の書類を配布し、説明をしている。			○		
兵庫県	淡路市	○					○	○						○		
兵庫県	宍粟市	○	○			○		○		○	母子父子自立支援員による離婚前相談等における制度の案内を実施。			○		
兵庫県	加東市	○					○	○						○		
兵庫県	たつの市	○		○			○							○		
兵庫県	猪名川町	○	○					○					○			
兵庫県	多可町	○	○		○	○	○	○		○	ケーブルテレビで制度の案内 福祉担当課からの案内(児童扶養手当申請面談時)			○		
兵庫県	稲美町	○			○			○						○		
兵庫県	播磨町	○	○					○		○	6月1日より申請の受付を開始するため、5月末に学校を通じて全児童・生徒に制度案内チラシを配布				○	6月末までに申請したものに限り4月まで遡及して認定し、7月以降に申請した場合は申請日から認定している。

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他 →(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他 →(4)	
兵庫県	市川町						○	○						○		
兵庫県	福崎町						○	○						○		
兵庫県	神河町	○		○		○	○	○						○		
兵庫県	太子町		○						○	○	・毎年、各学校の入学説明会で制度を保護者へ説明 ・毎年、民生委員児童委員協議会定例会にて制度を説明			○		
兵庫県	上郡町	○	○			○		○						○		
兵庫県	佐用町					○		○						○		
兵庫県	香美町	○				○	○							○		
兵庫県	新温泉町	○	○	○		○		○						○		
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合 播磨高原広域事務組合			○			○	○						○		
兵庫県									○		当組合が所管する小中学校については、数も生徒数も少なく、家庭訪問、保護者懇談等により児童・生徒の状況を把握できるため、個別に対応してい				○	該当者なし

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)		
(6) キの内容										
43	43	23	8	15	0	0	0	4	4	22
兵庫県	神戸市		○							令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、就学援助制度の周知を強化するため、保護者と学校園及び教育委員会との連絡ツール「すぐー」による情報発信及び保護者向けに発行する「教育委員会だより」への案内掲載を行った。
兵庫県	姫路市	○								毎年度、年度当初に全児童生徒に就学援助制度についてのお知らせチラシを配布
兵庫県	尼崎市	○								
兵庫県	明石市			○						年度の初めに保護者全員に就学援助のお知らせを配布し周知をおこなっている。
兵庫県	西宮市	○								全校児童生徒に申請書を配布している。
兵庫県	洲本市	○								
兵庫県	芦屋市		○							・転入者には就学援助制度を説明している。 ・兄弟姉妹分の申請がない場合は確認するようにしている。
兵庫県	伊丹市	○								年度当初のみならず、10月に就学援助再募集のチラシを学校経由で保護者へ配布しているほか、学校給食費の催告書等に就学援助の案内を記載することで周知の強化を図っている。
兵庫県	相生市			○						
兵庫県	豊岡市	○								援助対象となる年間所得の基準額を記載、各費目の援助額等を記載
兵庫県	加古川市			○						チラシを色紙に印刷している。目につきやすいタイトルを使用。小中学校へ配布し、学校より児童生徒へ配布している。
兵庫県	赤穂市	○	○	○						申請対象になるかならないかを選別せずに、学校に在籍している児童生徒全員を対象に毎年6月頃に就学援助の案内及び申請書を送付している。
兵庫県	西脇市			○						児童福祉担当課に就学援助のパンフレットと申請書を配置している。
兵庫県	宝塚市							○	基本的には希望者が学校に提出し、入学前に就学援助を申請する場合は教育委員会で受付を行う。	
兵庫県	三木市			○						
兵庫県	高砂市		○							就学援助制度のお知らせ兼申請書に援助対象となる年間所得基準額・各費目の援助額を記載し、転入者には必ず就学援助制度を説明し該当している場合はその場で申請してもらっている。
兵庫県	川西市	○						○	原則は希望者が学校に提出。ただし事情のある場合は教育委員会に提出も可。	
兵庫県	小野市	○								
兵庫県	三田市			○						目につきやすいタイトルや平易な文面の使用/各費目の援助額や年間総援助額の記載/転入者には必ず就学援助制度を説明している/年2回の全児童生徒への案内配付
兵庫県	加西市	○	○	○						転入時の就学手続の際に、全ての保護者に就学援助制度の説明をしている。 就学時健診の通知発送の際に、就学援助制度の案内文書を同封し、広く周知している。
兵庫県	丹波篠山市	○								
兵庫県	養父市	○								
兵庫県	丹波市	○								毎年、年度当初の申請の時期に、学校から在籍児童生徒がいる全家庭に申請案内のチラシを配布している。
兵庫県	南あわじ市			○						
兵庫県	朝来市		○							就学援助制度のチラシを色紙にし、目につきやすくしている。また、チラシには認定要件や各費目の援助額を記載している。社会福祉課で児童扶養手当の申請に来られた方に周知している。転入者には教育委員会もしくは学校から就学援助制度を説明している。
兵庫県	淡路市	○								
兵庫県	宍粟市							○	申請者は、居住する地区の民生委員児童委員に提出し、民生委員児童委員が学校に提出する。 令和4年1月より保護者は、学校に申請書を提出し、必要に応じて、該当地区の民生委員児童委員に意見書の記入を依頼します。	援助対象となる年間所得の目安や認定項目を記載している。
兵庫県	加東市			○						目につきやすいように「重要書類在中」と記載した封筒に入れて配布、援助対象となる年間所得の認定基準額を記載
兵庫県	たつの市	○								
兵庫県	猪名川町	○								援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助限度額を記載している。
兵庫県	多可町	○	○	○						
兵庫県	稲美町	○								ホームページのトップ画面のお知らせに目につきやすいタイトルで表示、援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額を記載
兵庫県	播磨町		○							案内チラシは目につきやすいように色紙上質紙(毎年同じ色で統一)を使用している。

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)								
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他 →(6)		
兵庫県	市川町			○						特になし
兵庫県	福崎町	○								転入者には、必ず就学援助制度を説明している。入学予定者の就学案内に添付している。(入学前至急)入学説明会ではカラー用紙に印刷して目につきやすいように工夫して説明している。さらに、入学してからも対象年度の案内を送付している。
兵庫県	神河町	○								
兵庫県	太子町	○								
兵庫県	上郡町	○								
兵庫県	佐用町	○								
兵庫県	香美町			○						
兵庫県	新温泉町			○						
兵庫県	南あわじ市・洲本市 小中学校組合			○						
兵庫県	播磨高原広域事務組合							○	該当者なし	

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																	
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																	
		＜小学校＞																																	
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに○）								(6) ケの内容	(7) (1)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(8) エの内容			
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）		ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイト掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(6)		ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他→(8)				
43	43	39	2	1	1	1	39	1	0	1	0	0	0	0	0	4	10	25	0	22	15	11	14	10	8	0	1	9	9	0	0	1	0	0	
兵庫県	神戸市	○					○											○				○													
兵庫県	姫路市	○					○											○				○													
兵庫県	尼崎市	○					○											○		○		○					○	市役所の関係課の窓口案内書を設置している 就学時健康診断の案内送付時に入学準備費の案内も同封して配布							
兵庫県	明石市	○					○											○				○					○								
兵庫県	西宮市	○					○											○		○		○													
兵庫県	洲本市		○							○																									
兵庫県	芦屋市	○					○											○				○													
兵庫県	伊丹市	○					○										○		○		○		○				○								
兵庫県	相生市		○					○																			○								
兵庫県	豊岡市	○					○											○		○		○		○											
兵庫県	加古川市	○					○											○		○							○	市内在住者に限り全員（一部除く）へ案内を送付。かこがわ子育て応援アプリにて案内を掲載。							
兵庫県	赤穂市	○					○												○			○													
兵庫県	西脇市	○					○										○		○								○	申請時期に対象者全員へ案内と申請書を郵送							
兵庫県	宝塚市	○					○											○				○		○											
兵庫県	三木市	○					○											○				○													
兵庫県	高砂市	○					○										○		○								○	就学時健康診断の案内送付時にお知らせ及び申請書を同封し送付している。							
兵庫県	川西市	○					○											○		○		○													
兵庫県	小野市	○					○									○				○															
兵庫県	三田市	○					○											○		○			○												
兵庫県	加西市	○					○										○		○					○											
兵庫県	丹波篠山市	○					○								○					○				○											
兵庫県	養父市	○					○										○			○			○		○										
兵庫県	丹波市	○					○											○									○	就学時健康診断の案内書類とともに配布							
兵庫県	南あわじ市	○					○											○			○														
兵庫県	朝来市	○					○													○							○	就学時健康診断の際に教育委員会が健診会場で就学援助制度の書類を配布し、説明をしている。							
兵庫県	淡路市	○					○											○				○													
兵庫県	宍粟市	○					○										○		○				○		○		○	母子父子自立支援員による離婚前相談等における制度の案内を実施。							
兵庫県	加東市	○					○									○		○		○				○		○									
兵庫県	たつの市	○					○										○			○															
兵庫県	猪名川町	○					○								○			○								○	就学前健診の書類とともに案内を配布								
兵庫県	多可町	○					○											○				○		○											
兵庫県	福美町	○					○									○			○				○												
兵庫県	播磨町	○					○										○		○				○												

[illegible]

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																					
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																					
		＜中学校＞																					
		(1) 実施・検討状況について					(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期	(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(6) エの内容			
																					(2) エの内容		
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他 →(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 →(6)			
43	43	42	0	0	1	1	42	0	0	0	0	0	0	0	6	11	25	0	0	0	0	0	
兵庫県	神戸市	○					○										○						
兵庫県	姫路市	○					○										○						
兵庫県	尼崎市	○					○										○						
兵庫県	明石市	○					○										○						
兵庫県	西宮市	○					○										○						
兵庫県	洲本市	○					○								○								
兵庫県	芦屋市	○					○										○						
兵庫県	伊丹市	○					○										○						
兵庫県	相生市	○					○									○							
兵庫県	豊岡市	○					○										○						
兵庫県	加古川市	○					○										○						
兵庫県	赤穂市	○					○										○						
兵庫県	西脇市	○					○										○						
兵庫県	宝塚市	○					○										○						
兵庫県	三木市	○					○										○						
兵庫県	高砂市	○					○										○						
兵庫県	川西市	○					○										○						
兵庫県	小野市	○					○									○							
兵庫県	三田市	○					○										○						
兵庫県	加西市	○					○										○						
兵庫県	丹波篠山市	○					○									○							
兵庫県	養父市	○					○										○						
兵庫県	丹波市	○					○										○						
兵庫県	南あわじ市	○					○										○						
兵庫県	朝来市	○					○										○						
兵庫県	淡路市	○					○										○						
兵庫県	宍粟市	○					○										○						
兵庫県	加東市	○					○									○							
兵庫県	たつの市	○					○										○						
兵庫県	猪名川町	○					○									○							
兵庫県	多可町	○					○										○						
兵庫県	稲美町	○					○										○						
兵庫県	播磨町	○					○										○						

[illegible]

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																										
		(1) 当てはまるもの1つに○							(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																							(4) ソ、タ又はチを回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	(2) オの内容・補足事項	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他 →(6)	係数(倍率)	係数(倍率)							
倍	倍																																		
43	43	11	5	20	2	5	5	20	20	18	17	16	29	8	2	14	15	3	3	4	13	5	27	3	0	8	35	0	8	0					
兵庫県	神戸市	○											○										○					1.2							
兵庫県	姫路市	○						○															○					1.3							
兵庫県	尼崎市	○											○												○					世帯の所得合計が基準額以下					
兵庫県	明石市	○						○	○	○	○	○	○	○		○	○			○			○					1.3							
兵庫県	西宮市					○	令和2年度は家計急変世帯の認定を実施。		○	○	○	○	○	○		○	○						○			○		1.24		失業中、離婚調停中 等					
兵庫県	洲本市	○																					○					1.3							
兵庫県																																			
兵庫県	芦屋市		○										○										○					1.4							
兵庫県	伊丹市					○	従前より、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付を申請理由に設定しているが、新型コロナウイルス特例貸付(緊急小口資金の貸付等)の対象者の認定も行っている。	○	○	○	○		○	○						○			○					1.16							
兵庫県	相生市			○																			○												
兵庫県	豊岡市		○																									1.3							
兵庫県	加古川市	○																					○					1.2							
兵庫県	赤穂市				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○		1.25		その他家庭状況、生活状況等により、学校長が必要と認めた場合					
兵庫県	西脇市		○					○															○					1.11							
兵庫県	宝塚市		○						○				○													○				生計を同一にする家族(同一の住居に居住する者はすべて家族とみなす)の所得を合算し、「準要保護児童生徒の認定に係る所得基準額表」の「家族人数」別の「総所得金額」以下の所得の方に対し、就学援助費を支給する。					
兵庫県	三木市			○				○	○				○										○					1.3							
兵庫県	高砂市			○				○					○															1.25							
兵庫県	川西市	○																					○					1.25							
兵庫県	小野市			○				○	○	○	○	○	○	○		○	○			○					○					収入が少ない、又は収入が不安定な世帯					
兵庫県	三田市		○										○										○					1.34							
兵庫県	加西市			○									○										○					1.14							
兵庫県	丹波篠山市	○						○					○										○					1.3							
兵庫県	養父市			○				○	○	○	○	○	○	○		○	○			○			○					1.3							
兵庫県	丹波市		○										○										○					1.5							
兵庫県	南あわじ市					○	特別に「家計急変世帯」の基準を定めているわけではないが、年度途中で当市の認定基準に新たに該当する者の申請があれば、認定している。	○	○	○	○	○	○			○	○			○					○					児童扶養手当受給基準の所得制限限度額に準ずる。					
兵庫県	朝来市			○				○	○	○	○	○	○			○	○			○			○					1.3							
兵庫県	淡路市	○							○	○	○	○	○			○	○						○					1.3							
兵庫県	宍粟市			○				○	○	○		○											○					1.5							
兵庫県	加東市	○						○	○	○	○	○	○			○	○			○			○					1.2							
兵庫県	たつの市			○																			○					1.5							
兵庫県	猪名川町			○									○											○				1.49							
兵庫県	多可町			○					○	○	○	○	○			○	○			○			○					1.25							
兵庫県	稲美町			○																				○				1.212							
兵庫県	播磨町			○				○															○					1.2							

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				
		(1) 当てはまるもの1つに○						(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																(4) ソ、タ又は チを回答した場 合、生活保護基 準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答し た場合、市区町 村民税課税最 低限度額に掛 ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項	
ア. 従前よ り家計急 変世帯の 認定を行 っており、 その際と 同様の基 準により 認定	イ. 新型コ ロナウイ ルス感染 症の影響 を踏まえ て、新た に認定基 準を整備 し、その 基準によ り認定	ウ. 相談が あった場 合、事例 に応じて 個別に対 応	エ. 新たに 認定基準 を整備す ることを 検討中	オ. その他 一(2)	ア. 生活 保護法に 基づく保 護の停止 または廃 止	イ. 市区 町村民税 の非課税	ウ. 市区 町村民税 の減免	エ. 国民 年金保険 料の免除	オ. 国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ. 児童 扶養手当 の支給	キ. 保護 者が職業 安定所登 録日雇労働者	ク. P・T・ A会費、 学級費等 の学校納 付金の減 免が行な われている者	ケ. 個人 の事業税 の減免	コ. 固定 資産税の 減免	サ. 学校納 付金の納 付状態の 悪い者、 昼食、被 服等が悪い 者または 学用品、 通学等で 保護者の 生活状態 が極めて 悪いと認 められる もの	シ. 経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス. 保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪 いと認め られる者	セ. 生活福 祉資金に よる貸付 け	ソ. 生活保 護の基準 額に一定 の係数を 掛けたも の(生活保 護の基準 額が変わ ると自動 的に要件 が変わる もの) (例: 生活 保護の1.3 倍、1.5倍 等) (係数(倍 率)を(4) に記入し てください。)	タ. 生活保 護の基準 額に一定 の係数を 掛けたも の(生活保 護の基準 額を参照 して額を 定めてい るもの) (例: 生活 保護の1.3 倍の額(394 万円)、1.5 倍(455万 円)等) →係数(倍 率)を(4) に記入。	チ. 特別支 援教育就 学奨励費 の需要額 測定に用 いる保護 基準額。又 は同基準 額に一定 の係数を 掛けたも の(係数(倍 率)を(4) に記入。	ツ. 市区町 村民税(所 得割又は 均等割)課 税最低限 度額に一定 の係数を 掛けたも の(例: 課 税最低限 度額の1.0 倍、1.5倍 等) →係数(倍 率)および 目安額を (5)に記入	テ. その他 一(6)					
兵庫県	市川町		○																	○					1.2			
兵庫県	福崎町				○																○					1.2		
兵庫県	神河町			○				○	○	○	○												○			1.2		
兵庫県	太子町			○																			○			1.4		
兵庫県	上郡町		○					○	○	○	○	○	○		○	○												
兵庫県	佐用町	○						○	○	○	○	○	○		○		○	○	○				○			1.3		
兵庫県	香美町			○				○	○	○	○	○	○		○	○		○	○				○			1.3		
兵庫県	新温泉町			○				○	○	○	○	○	○		○	○				○					1.3			
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合					○	特別に「家計急変世帯」の基準を定めているわけではないが、年度途中で当市の認定基準に新たに該当する者の申請があれば、認定している。	○	○	○	○	○	○		○	○			○				○				児童扶養手当受給基準の所得制限限度額に準ずる。	
兵庫県	播磨高原広域事務組合					○	該当者なし																○				構成市町の基準に準じる。	

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(4)エの内容・補足事項	
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)		
43	43	13	19	19	19	7	3	3	0	0	43
兵庫県	神戸市		○	平成25		4					20%未満
兵庫県	姫路市		○	平成26		12					15%未満
兵庫県	尼崎市										25%未満
兵庫県	明石市	○				○					15%未満
兵庫県	西宮市	○				○					15%未満
兵庫県	洲本市		○	令和2		4					15%未満
兵庫県											15%未満
兵庫県	芦屋市		○	平成30		4					15%未満
兵庫県											15%未満
兵庫県	伊丹市		○	平成25		4					5%未満
兵庫県	相生市										15%未満
兵庫県	豊岡市		○	平成25		4					15%未満
兵庫県	加古川市	○				○					15%未満
兵庫県											20%未満
兵庫県	赤穂市		○	平成25		4					20%未満
兵庫県											20%未満
兵庫県	西脇市		○	令和2		10					15%未満
兵庫県											15%未満
兵庫県	宝塚市										15%未満
兵庫県	三木市	○						○			15%未満
兵庫県											20%未満
兵庫県	高砂市		○	平成26		4					15%未満
兵庫県											15%未満
兵庫県	川西市	○						○			15%未満
兵庫県											15%未満
兵庫県	小野市										15%未満
兵庫県	三田市	○				○					15%未満
兵庫県											15%未満
兵庫県	加西市	○						○			20%未満
兵庫県	丹波篠山市		○	平成27		7					5%未満
兵庫県											15%未満
兵庫県	養父市		○	平成27		10					20%未満
兵庫県											10%未満
兵庫県	丹波市		○	平成29		4					15%未満
兵庫県	南あわじ市										10%未満
兵庫県											15%未満
兵庫県	朝来市										10%未満
兵庫県	淡路市	○				○					10%未満
兵庫県											20%未満
兵庫県	宍粟市		○	平成24		12					10%未満
兵庫県	加東市		○	平成30		10					15%未満
兵庫県											10%未満
兵庫県	たつの市		○	平成24		4					15%未満
兵庫県											15%未満
兵庫県	猪名川町										15%未満
兵庫県	多可町	○				○					15%未満
兵庫県	稲美町		○	平成24		12					15%未満
兵庫県											15%未満
兵庫県	播磨町		○	平成25		4					15%未満

[illegible]

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																										
		(1) 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																										
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項		
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他													
43	43	42	0	0	0	6	6	6	35	35	3	42	0	0	0	5	5	5	37	37	0	11	11	11	0	0	0	0	0	0	0	42	21	21	0	21	21	21	0	0	0	36		
兵庫県	神戸市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	35,766					○				○				○	22,690	12,153				・校外活動費(宿泊を伴わないもの)は神戸市の単独事業として支給額を500円上乗せしている ・校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし ・体操服費及び水泳着費は小学1年時に支給 学用品費の単価には通学用品費を含む。 支給平均額は令和3年度予算予算単価	
兵庫県	姫路市	○							○	13,860		○							○	51,060		○	○	18,000					○				○				○	22,690	22,690				校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。 支給平均額は令和2年度の実績額。	
兵庫県	尼崎市	○							○	11,420		○							○	40,600		○	○	0					○					○			○	21,490	5,576					
兵庫県	明石市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0					○	○				○	○	14,983							通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費:実績なし	
兵庫県	西宮市	○							○	11,630		○							○	50,600		○	○	75,680					○	○				○	○	11,850								
兵庫県	洲本市	○							○	11,100		○							○	47,600									○					○			○	21,600	12,720				「通学用品費」は1学年は支給対象外 「中学校入学準備費」、「修学旅行費」は6学年のみ対象 「通学用品費」は「学用品費」と一括して年額単価13,900円としている。 「オンライン学習通信費」は令和3年度新設費目のため、予算に計上した単価を記載している。 「医療費」は、乳幼児等こども医療費助成制度等の受給者証を提示し自己負担分が発生した場合のみ、自己負担分を支給。	
兵庫県	芦屋市	○							○	13,900		○							○	51,060		○	○	21,974					○					○			○	22,690	16,184					
兵庫県	伊丹市	○							○	13,900		○							○	51,060		○	○	0					○					○			○	21,890	4,889				・通学用品費は学用品費と合算支給 ・学用品費は小1のみ11,630円(さらに全学年とも、在籍期間により半額・後期2/3も設定) ・通学費は令和2年度支給実績なし(支給対象者は特別支援学級のみ) ・校外活動参加費(泊なし)は小1/1,450円 小2/1,750円 小3/2,800円 小4/3,100円 小5/3,400円 校外活動費(泊を伴うもの)は対象となる活動がなかったため、また医療費については対象者がなかったため、支給実績なし。	
兵庫県	相生市	○				○	11,630	10,284				○			○	51,060	51,060		○	71,060									○	○				○	○	8,439							学用品費と通学用品費を1つの費目として支給している。また、小1とそれ以外で支給額が異なり、該当学年と対象学年(小2から小6)の割合は84.7%。 医療費については支給実績なし。	
兵庫県	豊岡市	○							○	11,630		○								○									○	○				○	○	21,495								
兵庫県	加古川市	○							○	13,900		○							○	51,060									○					○			○	21,890	15,342				学用品費は2年～6年に支給している。 新入学児童生徒学用品費等は令和元年度基準と令和2年度基準との差額支給を含む。 校外活動費(宿泊あり・宿泊なし)については費用設定はあるが、実施しなかったため支給額0	
兵庫県	赤穂市	○				○	11,630	11,297				○			○	51,060	32,085												○	○				○	○	7,983								
兵庫県	西脇市	○							○	11,630		○							○	51,060									○					○			○	22,690	16,259				・校外活動費(宿泊を伴うもの)について、令和2年度は実施していないので令和元年度実績。 ・モバイルルーター通信費は、市教委からルーターの貸与を受けている者のみが対象。	
兵庫県	宝塚市	○							○	13,900	○	○							○	51,060		○	○	2,630					○					○		○	22,690	3,923				・上記の学用品費には通学用品費を含む。なお、金額は学年により異なる(1年11,630円、2～6年13,900円)。 ・医療費、校外活動費(宿泊を伴うもの)及び災害学用品費は、実績はなし。		
兵庫県	三木市	○							○	14,700		○							○	51,060									○	○				○	○	9,888							校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし	
兵庫県	高砂市	○							○	11,630		○							○	51,060									○					○			○	22,690	5,268				通学用品費は第2学年から第6学年に支給。	
兵庫県	川西市	○								1年生 年額 11,630 円、2～ 6年生 年額 13,900 円	○	○								○	51,060								○						○			○	21,890	8,830				学用品費・通学用品費 合わせて 1年生 年額11,630円、2～6年生 年額13,900円 (定額) 校外活動費(宿泊を伴うもの)本年度は実績なし オンライン学習通信費(R3より) 条件により月額1,000円が月額500円の定額
兵庫県	小野市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0					○	○				○	○	20,000							通学費は実績0 オンライン学習通信費は令和3年度から実施:予算は10,000円(一人当たり)で措置 給食費は欠食による精算あり 令和2年度に校外活動(泊あり)の実施がなかったため、校外活動費(泊あり)の支給平均額0円となる	
兵庫県	三田市	○							○	11,630		○							○	51,060									○	○				○	○	12,947							「学校給食費」、「修学旅行費」については、予算要求時の単価を記入。 「卒業アルバム代等」、「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」については、昨年度の実績額を記入。 「校外活動費(宿泊を伴うもの)」については、今年度より上限額から実費に変更したため、予算要求時の単価を記入。	
兵庫県	加西市	○							○	11,630		○							○	51,060									○	○				○	○	28,820								
兵庫県	丹波篠山市	○							○	11,630		○							○	51,060									○	○				○	○	14,450								
兵庫県	養父市	○							○	13,900		○							○	63,100									○	○				○	○	16,275							・学用品費は、1学年11,630円、2～6学年は13,900円 ・通学用品費は、学用品費に含む。 ・オンライン学習通信費は、オンライン学習が本格始動してから支給予定。(一定額12,000円) ・医療費は、中学3年(14歳)まで市が助成 校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額:令和2年度実績なし 医療費:福祉医療制度(乳幼児等医療費助成制度及びこども医療費助成制度)の利用を優先としているため実績なし 学校給食費:給食1食単価の半額×喫食数を支給	
兵庫県	丹波市	○							○	11,630		○							○	51,060									○	○				○	○	16,320								
兵庫県	南あわじ市	○							○	11,630		○							○	51,060									○					○			○	21,890	18,850				修学旅行費上限額は令和2年度の上限額を記入。(令和3年度は上限22,690円) 通学用品費は1年生を除く。校外活動費(宿泊あり)、医療費は令和2年度実績なし。オンライン学習通信費は令和3年度に費目追加したため、実績なし。上記以外の費目は令和2年度実績額。修学旅行は日帰り1日の実施。学校給食費について、令和2年4月～8月分までは市内全生徒の保護者負担なし(公費負担)。	
兵庫県	朝来市	○							○	11,630		○							○	51,060									○						○			○	22,690	9,438				
兵庫県	淡路市	○							○	11,630		○							○	51,060									○					○			○	22,690	15,578					
兵庫県	宍粟市	○							○	15,500		○							○	51,060									○						○			○	22,690	7,452				学用品費:小学1年生 13,230円 小学2～6年 15,500円 オンライン学習通信費上限額 令和2年度11,000円→令和3年度12,000円
兵庫県	加東市	○				○	13,900	13,900				○			○	51,060	51,060												○					○			○	22,690	22,690					
兵庫県	たつの市	○							○	11,630		○							○	51,060									○	○					○	○	5,657							・校外活動費(宿泊を伴うもの):実績なし ・卒業アルバム代:令和3年度より新設 ・医療費:該当者なし 校外活動費(宿泊を伴うもの)については、対象となる活動がないため、支給実績なし。 新入学児童生徒学用品費等

[illegible]

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																												
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																												
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費														
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	補足事項				
43	43	42	0	0	0	6	6	6	35	35	3	42	0	0	0	5	5	5	37	37	0	12	11	11	0	0	0	0	1	1	0	42	21	21	0	21	21	21	0	0	0	35				
兵庫県	神戸市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	47,525					○				○				○	57,000	27,092				・体操服費及び水泳着費は中学1年時に支給 ・体育実技用具費の限度額は柔道が7,650円、剣道が52,900円			
兵庫県	姫路市	○							○	24,960		○							○	60,000		○	○	50,000					○				○				○	60,910	60,910				学用品費の単価には通学用品費を含む。 支給平均額は令和3年度予算単価			
兵庫県	尼崎市	○							○	22,320		○							○	47,400		○	○	0					○					○			○	57,590	7,493				校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。 支給平均額は令和2年度の実績額。 ただし、中学校の給食は令和4年1月開始予定のため、学校給食費は令和3年度予算に計上した単価。			
兵庫県	明石市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	9,660					○					○	○	24,566							校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費:実績なし			
兵庫県	西宮市	○							○	22,730		○							○	57,400		○	○	73,830					○	○				○	○	22,280										
兵庫県	洲本市	○							○	21,700		○							○	54,000										○							○			○	60,300	24,585				「通学用品費」は1学年は支給対象外 「修学旅行費」は3学年のみ対象
兵庫県	芦屋市	○							○	25,000		○							○	60,000		○	○	112,030						○						○			○	60,910	13,663				・「通学用品費」は「学用品費」と一括して年額単価25,000円としている。 ・「オンライン学習通信費」は令和3年度新設費目のため、予算に計上した単価を記載している。 ・「医療費」は、乳幼児等・こども医療費助成制度等の受給者証を提示し自己負担分が発生した場合のみ、自己負担分を支給。	
兵庫県	伊丹市	○							○	25,000		○							○	60,000		○	○	0						○						○			○	60,910	5,262				・通学用品費は学用品費と合算支給 ・学用品費は中1のみ22,730円(さらに全学年とも、在籍期間により半額・後期2/3も設定) ・通学費は令和2年度支給実績なし(支給対象は特別支援学級のみ) ・校外活動参加費(泊なし)は中3のみ800円 ・校外活動参加費(泊あり)は令和2年度支給実績なし ・情操教育費は令和2年度支給実績なし	
兵庫県	相生市	○				○	22,730	21,856				○				○	60,000	31,274		○	80,000									○	○			○	○	8,632							校外活動費は対象となる活動がなかったため、また医療費については対象者がなかったため、支給実績なし。			
兵庫県	豊岡市	○							○	22,730		○							○											○	○			○	○	25,617										
兵庫県	加古川市	○							○	25,000		○							○	60,000										○							○			○	60,910	18,505				学用品費と通学用品費を1つの費目として支給している。また、中1とそれ以外で支給額が異なり、該当学年と対象学年(中2、中3)の割合は66.3%。 医療費については支給実績なし。
兵庫県	赤穂市	○				○	22,730	22,394				○				○	60,000	35,250												○	○			○	○	19,955							新入学児童生徒学用品費等は令和元年度基準と令和2年度基準との差額支給を含む。 校外活動費(宿泊あり・宿泊なし)については費用設定はあるが、実施しなかったため支給額0円。 ・体育実技用具費は、対象費目だが実績なし。支給する際は実費上限付きで支給することになるが、金額の設定がないため、0円としている。 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)について、令和2年度は実施していないので令和元年度実績。			
兵庫県	西脇市	○							○	22,730		○							○	60,000		○												○			○	60,910	41,283				・モバイルルーター通信費は、市教委からルーターの貸与を受けている者のみが対象。			
兵庫県	宝塚市	○							○	25,000	○	○							○	60,000		○	○	2,000						○					○			○	60,910	7,968				・上記の学用品費には通学用品費を含む。なお、金額は学年により異なる(1年22,730円、2～3年25,000円)。 ・医療費、校外活動費(宿泊を伴うもの)及び災害学用品費は、実績なし。		
兵庫県	三木市	○							○	28,900		○							○	60,000										○	○			○	○	13,399							校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし			
兵庫県	高砂市	○							○	22,730		○							○	60,000										○							○			○	60,910	0				通学用品費は第2学年から第3学年に支給。 修学旅行費・医療費は令和2年度実績なし。
兵庫県	川西市	○							○	1年生 年額 22,730 円、2～ 3年生 年額 25,000 円	○	○							○	60,000										○							○			○	60,910	10,865				学用品費・通学用品費 合わせて 1年生 年額22,730円、2～3年生 年額25,000円(定額) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 1年生 上限13,000円、2・3年生 上限8,180円 R2実績は3年生のみ(1,2年は実施なし) オンライン学習通信費(R3より) 条件により月額1,000円か月額500円の定額
兵庫県	小野市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0						○						○	○	60,000							通学費は実績0 オンライン学習通信費は令和3年度から実施:予算は10,000円(一人当たり)で措置 給食費は欠食による精算あり	
兵庫県	三田市	○							○	22,730		○							○	60,000										○	○			○	○	39,253										
兵庫県	加西市	○							○	22,730		○							○	60,000										○	○			○	○	63,968							「学校給食費」、「修学旅行費」については、予算要求時の単価を記入。 「卒業アルバム代等」、「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」については、昨年度の実績額を記入。 「校外活動費(宿泊を伴うもの)」については、今年度より上限額から実費に変更したため、予算要求時の単価を記入。			
兵庫県	丹波篠山市	○							○	22,730		○							○	60,000										○	○			○	○	34,800										
兵庫県	養父市	○							○	25,000		○							○	79,500										○	○			○	○	40,684							・学用品費は、1学年22,730円、2～3学年は25,000円 ・通学用品費は、学用品費を含む。 ・クラブ活動費は、1学年上限29,600円、2学年上限10,000円、3学年上限5,000円 ・オンライン学習通信費は、オンライン学習が本格始動してから支給予定。(一定額12,000円) ・医療費は、中学3年(14歳)まで市が助成			
兵庫県	丹波市	○							○	22,730		○							○	60,000										○	○			○	○	18,416							校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額:令和2年度実績なし 医療費・福祉医療制度(こども医療費助成制度)の利用を優先としているため実績なし 学校給食費:給食1食単価の半額×喫食数を支給			
兵庫県	南あわじ市	○							○	22,730		○							○	60,000										○				○			○	60,910	7,379				校外活動費・修学旅行費については、新型コロナウイルス感染症の影響により規模が縮小された学校があり、例年より支給額が低い。			
兵庫県	朝来市	○							○	22,730		○							○	60,000										○					○			○	60,910	8,370				通学用品費は1年生を除く。校外活動費(宿泊なし、あり)、医療費は令和2年度実績なし。オンライン学習通信費は令和3年度に費目追加したため、実績なし。上記以外の費目は令和2年度実績額。修学旅行は日帰り1日の実施。学校給食費について、令和2年4月～8月分までは市内全児童の保護者負担なし(公費負担)。		
兵庫県	淡路市	○							○	22,730		○							○	60,000										○				○			○	60,910	6,273							
兵庫県	宍粟市	○							○	27,310		○							○	60,000										○					○			○	60,910	8,744				学用品費:中学1年生 25,040円 中学2～3年 27,310円 オンライン学習通信費上限額 令和2年度11,000円→令和3年度12,000円		
兵庫県	加東市	○					○	25,000	25,000			○				○	60,000	60,000												○				○			○	60,910	60,910							
兵庫県	たつの市	○							○	22,730		○							○	60,000										○	○			○	○	10,613</										

[illegible]

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
43	43	4
兵庫県	神戸市	
兵庫県	姫路市	
兵庫県	尼崎市	
兵庫県	明石市	
兵庫県	西宮市	
兵庫県	洲本市	
兵庫県	芦屋市	
兵庫県	伊丹市	令和2年度について、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の臨時休業に伴う4、5月分の学校給食費相当昼食支援金を支給した。
兵庫県	相生市	
兵庫県	豊岡市	
兵庫県	加古川市	
兵庫県	赤穂市	
兵庫県	西脇市	
兵庫県	宝塚市	
兵庫県	三木市	
兵庫県	高砂市	新型コロナウイルス感染症対応支援として、対象児童生徒1人につき学用品費10,000円を加算して支給している。
兵庫県	川西市	令和2年度より就学援助制度の対象者の拡充。これまでは川西市立小・中学校在籍者のみ援助対象であったが、川西市に住民票のある学齢児童・生徒であれば、誰でも申請対象に。所得基準額は、現行の就学援助制度と同様。ただし、支給金額について、新制度認定者は一律金額。(令和3年度金額 小:月額5,500円 中:月額5,700円)
兵庫県	小野市	
兵庫県	三田市	
兵庫県	加西市	
兵庫県	丹波篠山市	
兵庫県	養父市	
兵庫県	丹波市	
兵庫県	南あわじ市	
兵庫県	朝来市	
兵庫県	淡路市	
兵庫県	宍粟市	
兵庫県	加東市	
兵庫県	たつの市	
兵庫県	猪名川町	
兵庫県	多可町	
兵庫県	稲美町	
兵庫県	播磨町	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
兵庫県	市川町	
兵庫県	福崎町	
兵庫県	神河町	
兵庫県	太子町	今年度限り、就学援助の支給認定をされた児童・生徒対して、学用品費として児童生徒1人当たり20,000円の給付を行った。(随時認定の場合も同額を支給)
兵庫県	上郡町	
兵庫県	佐用町	
兵庫県	香美町	
兵庫県	新温泉町	
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合	
兵庫県	播磨高原広域事務組合	